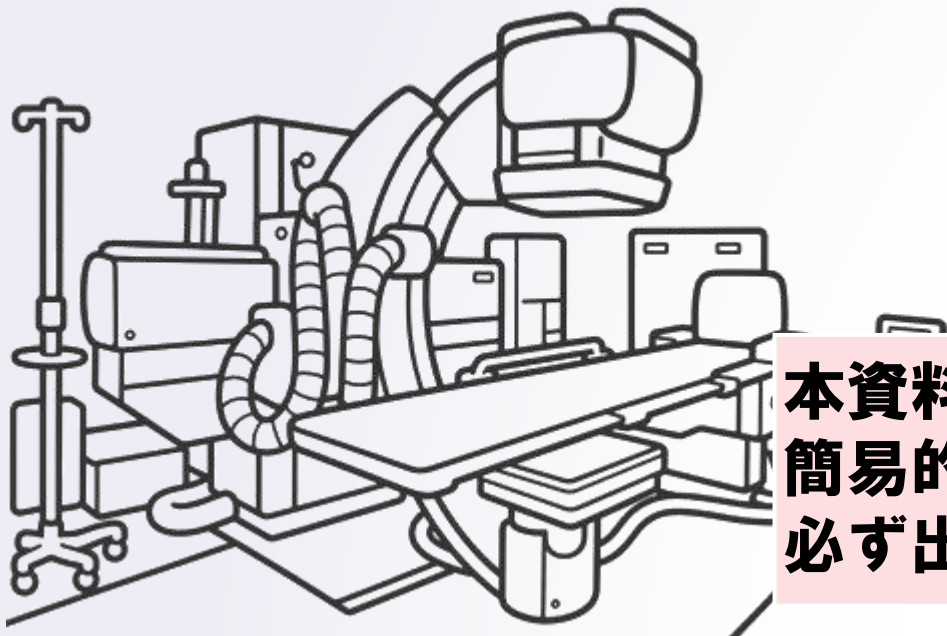




本資料はあらゆる箇所で
簡易的表現を使用しているため
必ず出典に当たることをおすすめします。

電離則の医療機関関係措置

令和8年度 医療機関における放射線管理の徹底のための講習

令和8年7月28日（火）

神奈川労働局 労働基準部 健康課

法令上の被ばく防止について

安衛法の下において、
労働者の被ばく防止に関する
具体例や細目は、
主に電離則に定められています。

安衛法

労働者を使用する事業者は、
安衛法に基づく措置が必要です。

安衛法

第1条 この法律は、労働基準法…と相まって、
…**職場における労働者の安全と健康を確保**する
とともに、快適な職場環境の形成を促進することを
目的とする。

安衛法 とは 労働安全衛生法 を指します。
場合により、法 とのみ略すこともあります。

主な関係法令

(出典) 厚生労働省資料(簡略化)

放射線発生装置、放射性 同位元素及び装備機器

R I 等規制法
(R I 法)
(昭和32年法律第167号)

- ☐ 放射線障害の防止
放射線や放射性同位元素等の利用の促進に伴う有害な放射線障害発生の危険性から、放射線業務に従事する人や一般の人々を守ること

放射性医薬品 医療機器

安衛法
(昭和47年法律第57号)

- ☐ 職場における労働者の安全と健康を確保

医療法
(昭和23年法律第205号)

- ☐ 医療提供体制の確保

薬機法
(昭和35年法律第145号)

- ☐ 医薬品等の有効性及び安全性の確保

RI法 とは 放射性同位元素等の規制に関する法律 の略です。

薬機法 とは 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 の略です。

安衛法 とは 労働安全衛生法 の略です。

医療法との関連

Q 安衛法と医療法で似たような措置がありますが、医療法で対応していれば問題ないですか。

A

安衛法適用なら、電離則を主とした被ばく防止措置も必要。

ただし、エックス線作業主任者選任のように「医療用…の…エックス線装置を使用するものを除く」(安衛令第6条)ものはあり。

電離則 は 電離放射線障害防止規則 の略です。

安衛令 は 労働安全衛生法施行令 の略です。

放射線業務 他

「放射線業務」とは

エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務 他

(安衛令別表第2)

「放射線業務従事者」とは

管理区域内において放射線業務に従事する労働者

(電離則第4条第1項)

「管理区域」とは

- 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき1.3mSvを超えるおそれのある区域
- 放射性物質の表面密度が別表第3に掲げる限度の10分の1を超えるおそれのある区域

(電離則第3条第1項)

線量の測定、健康診断の対象者

線量の測定 (電離則第8条第1項)

- 放射線業務従事者
- 緊急作業に従事する労働者
- 管理区域に一時的に立ち入る労働者

電離放射線健康診断 (電離則第56条第1項)

放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの

特定業務従事者健康診断 (安衛則第45条第1項)

ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務に常時従事する労働者

監督署への届出について

安衛法の届出関係は、
その多くが、
所轄の監督署が窓口です。

届出、報告等全般

Q エックス線に関連する主な届出は何ですか。

A

主要な届出等

- エックス線装置…機械等設置・移転・変更届
- 装置の使用等の管理区域への立ち入り関連…電離放射線健康診断結果報告書
- 事故が発生した場合や法令限度以上の被ばく者が出た場合の報告

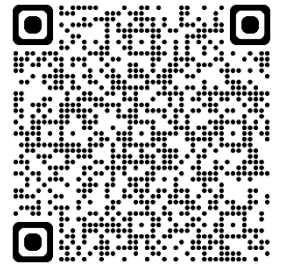
届出、報告等

Q 届出の様式はどこにありますか。

A

書面での提出の場合、

厚生労働省サイトの「労働安全衛生規則関係様式」ページからダウンロード。



電子申請の場合、

e-Govサイトを利用。



放射線装置について

医療機関では特に、
エックス線装置を
新たに導入する際は留意しましょう。

廃棄等により廃止する場合には
届出はありません。

設置・移転・変更届

- 届出期日：設置等の30日前までに
- 届出先：所轄監督署
- 届出書類：



様式

・機械等設置・移転・変更届

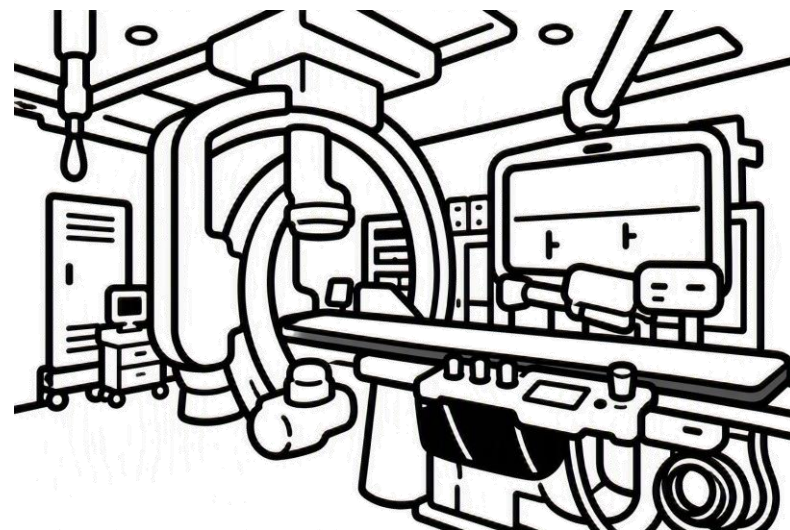
(安衛則様式 第20号)

・放射線装置摘要書

(安衛則様式 第27号)

管理区域を示す図 等

(安衛則 別表第7 第21号)



監督署 は 労働基準監督署 の略です。
安衛則 は 労働安全衛生規則 の略です。

機械等設置・移転・変更届

様式第20号（第86条関係）

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名 称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所 在 地	電話 ()	
計 画 の 概 要					
製造し、又は取 り扱う物質等及 び当該業務に従 事する労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参 画 者 の 経 歴 の 概 要			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		工 事 落 成 予 定 年 月 日			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

安衛則様式第27号

様式第27号(別表第7関係)

放射線装置摘要書

事業場の名称		
放射線装置	種類	
	用途	
	台数	
	性能	
上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要		

被ばく線量測定について

一般に、
管理区域に立ち入る者は
フィルムバッチ、ガラスバッチ等で
管理されているはずです。

電離放射線健康診断結果報告書
に、被ばく線量区分別に人数を記載
し提出が必要です。

被ばく線量測定（電離則）

対象区分	対象の線量	線量限度	該当条文
放射線業務従事者	実効線量 (全身)	・5年間で 100mSv ・1年間で 50mSv	第4条 第1項
女性従事者 (妊娠不能と診断 された者等を除く)	実効線量 (全身)	・3か月間で 5mSv	第4条 第2項
組織・器官 (男女共通)	等価線量	・眼の水晶体：5年間で100mSv かつ1年間で50mSv ・皮膚：1年間で 500mSv	第5条 第1項
妊娠中の女性	実効線量 ・ 等価線量	妊娠と診断された時から 出産までの間： ・内部被ばくによる実効線量：1mSv ・腹部表面の等価線量：2mSv	第6条 第1項

線量管理（電離則第8条）

Q 線量を把握しなければいけない対象者の範囲は

A

- 放射線業務従事者
- 緊急作業に従事する労働者
- 管理区域に一時的に立ち入る労働者



線量の測定、測定器の装着（電離則第8条）

事業者は、管理区域に立ち入る労働者の被ばく線量を測定・管理する義務を負う。

外部被ばくの測定（第1項～第3項・第6項）

労働者は**管理区域内**で放射線測定器（ガラスバッジ等）を装着。

装着部位：

男性・妊娠可能性のない女性： 胸部

その他の女性： 腹部

最も多く照射されるおそれのある部位（頭・頸部など）がある場合は、そこにも装着。

内部被ばくの測定（第4項・第5項）

対象：放射性物質の吸入・経口摂取のおそれがある場所に入る者。

測定頻度： 原則「3か月ごとに1回」

（緊急作業従事者や高リスクの女性等は「1か月ごとに1回」）。

誤って摂取した場合は直ちに測定。

線量管理（電離則第9条）

毎日の線量確認（第1項）

・対象：

1日の外部被ばく線量が 1mSv を超える
おそれのある労働者

・義務：

事業者は、測定結果を 毎日確認
しなければならない。



線量管理（電離則第9条）

対象労働者	線量の算定・記録期間
男性および 妊娠不能と診断された女性	【原則】 ・3か月ごと ・1年ごと ・5年ごと（累積） 【過去5年間の実効線量が毎年20 mSv以下の場合】 ・3か月ごと ・1年ごと
緊急作業に従事する男性等	・1か月ごと ・1年ごと ・5年ごと（累積）
女性 （妊娠不能と診断された者を 除く）	・1か月ごと ・3か月ごと ・1年ごと ※1か月間の実効線量が1.7 mSvを超えるおそれがない場合は、 1か月ごとの算定・記録を省略し、3か月ごと・1年ごとの算定と することができる。
組織・器官の等価線量	【原則】 ・3か月ごと ・1年ごと 【眼の水晶体】 ・3か月ごと ・1年ごと ・5年ごと（累積）
妊娠中の女性	・内部被ばくによる実効線量 ・腹部表面の等価線量 を、1か月ごと並びに妊娠期間中の累積線量として算定・記録す る。

被ばく線量を遅滞なく算定・記録し、原則として 30年間保存

健康診断について

放射線業務がある場合、
一般健康診断のほかに
電離則で規定される
電離放射線健康診断があります。

実施したら、所轄監督署への
報告が必要です。

放射線に関する健康診断

Q 被ばくする業務があれば、電離則の健康診断が対象ということですか。

A

概ねその通りですが、それ以外にもあります。

電離則の健康診断の対象

放射線業務に常時従事する労働者で
管理区域に立ち入るもの

特定業務従事者の健康診断（安衛則）の対象

…エックス線…にさらされる業務…に
常時従事する労働者

健診頻度等

Q 管理区域に立ち入る放射線業務に常時従事する労働者の健診頻度はどうなりますか。

A

おそらく次のようになります。

- a 定期健康診断：1年以内ごと
- b 特定業務従事者の健康診断：6か月以内ごと
- c 電離放射線健康診断：6か月以内ごと



なお、abは省略基準は異なりますが項目は同一。
概ねbでの運用によります。

特定業務従事者

Q 特定業務従事者の健康診断とは何ですか。

A

安衛則第13条第1項第3号の業務に常時従事していれば対象。

一例として 有害放射線にさらされる業務 の他、深夜業、酸等の化学物質にばく露する業務、病原体によって汚染のおそれが著しい業務等。

特定業務従事者健康診断に係る報告

Q 特定業務従事者の健康診断結果は、報告不要ですか。

A

労働者数**50人以上**の事業場は、
定期健康診断の結果と同様、報告が必要。

届出方法：e-Govによる電子申請

届出時期：実施後遅滞なく

上記方法が困難な場合、所轄監督署へ
書面でも報告可。



定期健康診断結果報告書

様式第6号(第52条関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

80311		労働 保険 番号																
対象年		7:平成 9:令和 →		□□□□ 1~9年は右↑		(月~月分)(報告回目)		健診年月日		7:平成 9:令和 →		□□□□□□ 1~9年は右↑1~9月は右↑1~9日は右↑						
事業の 種類								事業場の 名称										
事業場の 所在地		郵便番号()						電話 ()										
健康診断実施 機関の名称								在籍労働者数		□□□□□ 右に詰めて記入する↑								
健康診断実施 機関の所在地								受診労働者数		□□□□□ 右に詰めて記入する↑								
(※)労働安全衛生法第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に詰めて記入する)																		
□□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人																		
□□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人																		
□□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人 □□□□人																		
計 □□□□人																		
健康 診断 項目	聴力検査(オージ オメーターによる 検査)(1000Hz)	実施者数		A		有労見者数		A		肝機能検査	実施者数		A		有労見者数		A	
	聴力検査(オージ オメーターによる 検査)(4000Hz)	□□□□□		A		□□□□□		A		血中脂質 検査	□□□□□		A		□□□□□		A	
	聴力検査 (その他の方法に よる検査)	□□□□□		A		□□□□□		A		血糖検査	□□□□□		A		□□□□□		A	
	胸部エックス 線検査	□□□□□		A		□□□□□		A		尿検査 (糖)	□□□□□		A		□□□□□		A	
	咳たん 喀痰検査	□□□□□		A		□□□□□		A		尿検査 (蛋白)	□□□□□		A		□□□□□		A	
	血圧	□□□□□		A		□□□□□		A		心電図検査	□□□□□		A		□□□□□		A	
	貧血検査	□□□□□		A		□□□□□		A										
所見のあつ た者の人数		□□□□□		A		医師の 指示人数		□□□□□										
産業医	氏名																	
	所属機関の 名称及び所在地																	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印



左の様式は
書面で提出するものです。

現在は原則
電子申請での提出が義務
化されています。

電離放射線健康診断結果報告書

様式第2号(第58条関係)(表面)

電離放射線健康診断結果報告書

0123456789

健康保険種別	80307	労働保険番号		健康診断実施機関		事業場		事業場番号		検査番号		管区事業場番号			
対象年	7:平成 9:令和			(月～月分)(報告回数)	健康年月日	7:平成 9:令和									
事業の種類						事業場の名称									
事業場の所在地	郵便番号()					電話()									
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数	人								
従事労働者数	男	女	計	人	線源の種類	線源コード	線源コード	線源コード	具体的内容						
有所見者数	男	女	計	人	()										
(受診所見の内訳は裏面に記入すること。)															
受診労働者数	実効線量による区分				線の水晶体の等価線量による区分				皮膚の等価線量による区分						
	1	検出限界未満の者	男	女	計	1	検出限界未満の者	男	女	計	1	検出限界未満の者	男	女	計
	2	5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	女	計	2	20ミリシーベルト以下の者(1を除く)	男	女	計	3	150ミリシーベルト以下の者	男	女	計
	3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	男	女	計	3	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	女	計	4	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	男	女	計
	4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	女	計	4	50ミリシーベルトを超える者	男	女	計	5	500ミリシーベルトを超える者	男	女	計
5	50ミリシーベルトを超える者	男	女	計											

ページ

編ページ

産業氏名
所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

様式第2号(第58条関係)(裏面)

受診所見の内訳

項目	実施者数	有所見者数
白血球数	男	人
	女	人
白血球百分率	男	人
	女	人
赤血球数	男	人
	女	人
血色測定	男	人
	女	人

項目	実施者数	有所見者数
ヘマトクリット値	男	人
	女	人
眼	男	人
	女	人
皮膚	男	人
	女	人

備考

1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり必要以上に折り返したりしないこと。

2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。

3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、横式右記に記載された「標準字」にならして、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明確に記載すること。

4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。

5 1年を通し順次健康診断を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健康年月日は報告日に最も近い健康年月日を記入すること。

6 「対象年」の欄の(報告回数)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

7 「事業場の種類」の欄は、日本標準事業分類の中間値によって記入すること。

8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。

9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健康年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は放射線業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。

10 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。

11 「線源の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、○内には具体的内容(種類別)を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合は、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的内容のほか「労働保険番号」、「健康年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。

12 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によって行うこと。

別表

コード	線源
10	医療用の엑스線装置
11	工業用等の엑스線装置で撮影用のもの
12	工業用等の엑스線装置で透視用のもの
13	工業用等の엑스線装置で分析用のもの
14	工業用等の엑스線装置でその他のもの
15	荷電粒子を加速する装置
16	製造工程中の엑스線管
17	製造工程中のケノトロン
18	医療用のガンマ線照射装置
19	工業用等のガンマ線照射装置
20	ガンマ線照射装置以外の放射性物質を装置している機器
21	放射性物質
22	原子炉
23	坑内におけるラドンガス

おつかれさまでした。



「たしかめたん」は労働基準局の広報キャラクターです。